

新 版 民 法 (4)

債權總論

編 集

遠	藤	浩
川	井	健
原	島	重
広	中	俊
水	本	浩
山	本	進

有斐閣双書

新 版 民 法 (4)

[債 権 総 論]

編 集 遠 藤 浩
川 井 健
原 島 義
広 中 雄
水 本 浩
山 本 進 一



入門・基礎知識編

有斐閣双書



有斐閣双書

新版 民法(4) 債権総論

定価 1,400 円

昭和 45 年 2 月 28 日 初 版 第 1 刷発行

昭和 56 年 3 月 25 日 新版初版第 1 刷発行

昭和 57 年 3 月 30 日 新版初版第 4 刷発行

	遠 藤 浩	川 井 健
編 者	原 島 重 義	広 中 俊 雄
	水 本 浩	山 本 進 一

発 行 者	え 江	ぐさ 草	ただ 忠	あつ 允
-------	-----	------	------	------

東京都千代田区神田神保町 2~17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番

本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前

京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷・株式会社精興社 製本・和田製本工業

© 1981, 遠藤 浩・川井 健・原島重義 Printed in Japan
広中俊雄・水本 浩・山本進一

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN4-641-05624-2

はしがり

われわれは、一九六九年から一九七〇年にかけて世におくった『民法』（七巻。一九七一年に二巻を追加して全九巻）の「まえがき」のなかで、次のように述べた。「われわれのねらいは、ひとくちにいえば、民法の基礎的知識を具體的なものを通してしっかりと身につけさせ、応用能力を培う、ということである。そこで、われわれは、この本を編集するについて次のような方針をとった。第一に、民法の諸制度が、現実の社会生活関係・取引関係においてどのように機能しているかを、判例・設例を通して理解させることにつとめる。民法の諸制度あるいは諸概念を立体的に理解させようというわけである。第二に、学説が分かれ、あるいは、判例と学説とが対立している事項については、問題の所在を指摘し、実際にどのような差異をもたらすかなどを明らかにしてゆく。第三に、分冊方式として、それぞれ、右の目的を達するのに適当な分量に止め、教師の側の多様な講義体系に適應するようにする。しかも、他の教科書と併用しつつある部分をかなり詳しく講義しようとする要望にも

こたえられるものにする。われわれは、右のような方針を確立するとともに、何回かの検討会をもって、項目の体系、各巻相互の関連、採録すべき判例等について討論し、それを決定していった。そして、つぎつぎに刊行したいということと、多くの気鋭の学者の潑刺たる筆致によって清新の氣をみなぎらせたいということから、大勢の学者に協力をお願いすることになった。幸い、数多くの学者が、われわれの趣旨に賛同され、執筆を快諾された。……」

あの時から十余余。この本が民法を学ぶ多くの人たちからよき伴侶となったと言われ、われわれもそう自負している。しかし、この間の時の流れは社会のなかにさまざまな変化をもたらしした。また、民法の分野でも注目すべき判例が出され、新しい学説が生まれてきている。そこで、われわれは、上記のような基本方針を堅持しつつ、大改訂を企画することになった。従来のものに検討を加え、新判例を追加するなど一層の充実を図った結果、一割方分量が増えたことになっている。執筆は一部を除いてほぼ従来の担当者にお願いするとともに、担当の箇所を明らかにした。多くの学者がこの本を内容ゆたかな香り高いものに仕上げて下さったことに対し、この場所を借りてお礼の言葉を申しあげる次第である。なお、この本の新版について多大の援助を与えられた有斐閣の大橋祥次郎・小林広子・堀田一弥の三氏に心から感謝の意を表する。

一九八一年三月

山 水 広 原 川 遠
本 本 中 島 井 藤
進 俊 重
一 浩 雄 義 健 浩

▶ 編者紹介 (五十音順, *印は本巻担当)

えん 遠	どう 藤	ひろし 浩	■学習院大学法学部教授
かわ 川	い 井	たけし 健	■一橋大学法学部教授
はら 原	しま 島	しげ 重	■九州大学法学部教授
ひろ 広	なか 中	とし 俊	■東北大学法学部教授
みづ 水	もと 本	ひろし 浩	■立教大学法学部教授
*やま 山	もと 本	しん 進	いち 一 ■明治大学学長

▶ 執筆者紹介 (五十音順)

いし 石	かわ 川	とし 利	お 夫	■1947年早稲田大学卒業 日本大学法学部教授	(執筆分担)
さ 佐	とう 藤	たか 隆	お 夫	■1950年東北大学卒業 国学院大学法学部教授	(第5章 1, 2)
した 下	もり 森	さだむ 定		■1954年広島大学卒業 法政大学法学部教授	(第4章)
しな 品	がわ 川	こう 孝	じ 次	■1953年北海道大学卒業 上智大学法学部教授	(第2章 4, 5)
ちゆう 中	ま 馬	よし 義	なお 直	■1951年東京大学卒業 筑波大学社会科学系教授	(第3章 1~4)
なか 中	がわ 川	たか 高	お 男	■1952年九州大学卒業 明治学院大学法学部教授	(第2章 3)
につ 新	た 田	こう 孝	じ 二	■1957年中央大学卒業 明治学院大学法学部教授	(第5章 3~8)
みづ 水	もと 本	ひろし 浩		■1944年東京帝国大学卒業 立教大学法学部教授	(第1章, 第2章 1, 2)
やま 山	さき 崎	けん 賢	いち 一	■1953年明治大学卒業 明治大学法学部教授	(序論)
					(第3章 5)

◆略語

☆法令名の略語（おおむね有斐閣版『六法全書』巻末の法令名略語によった）

家審	家事審判法	手	手形法	民調	民事調停法
供	供託法	破	破産法		
小	小切手法	非訟	非訟事件手続法		
借地	借地法	民執	民事執行法		
借家	借家法	民訴	民事訴訟法		

☆判例の略語

控判	控訴院判決	刑録	大審院判決録〔刑事〕
高判	高等裁判所判決	高民	高等裁判所判例集〔民事〕
最判	最高裁判所判決	新聞	法律新聞（戦前のもの）
最大判	最高裁判所大法廷判決	判決全集	大審院判決全集
大判	大審院決定	判時	判例時報
大（連）判	大審院判決	判タ	判例タイムズ
大（連）判	大審院連合部判決	民集	大審院（最高裁判所）判例集〔民事〕
地決	地方裁判所決定	民録	大審院判決録〔民事〕
地判	地方裁判所判決		

下民	下級裁判所民事裁判例集
刑集	大審院（最高裁判所）判例集〔刑事〕

外尾健一著

労働法入門

佐藤進・高沢武司編
児童福祉法50講

小田滋・石本泰雄他編
現代国際法

小辞典シリーズ

窪田幸人・本多淳亮他著

労働法の基礎知識

小野昌延著
不正競争防止法概説

香西茂・太寿堂 鼎他著
国際法概説

伊藤正己・阿部照哉他編
憲法小辞典

青木宗也・片岡 昇他編

労働法判例

紋谷暢男著
無体財産権法概論

沢本敬郎著
国際私法入門

阿部 齊・内田 満編
現代政治学小辞典

外尾健一・花見 忠編

教材労働法入門

紋谷暢男編
特許法50講

藤田 勇・中山研一他著
* ソヴェエト法概論

* 吉野昌甫編
貿易為替小辞典

中山和久・深山喜一郎他著

コンメンタール労働組合法

紋谷暢男・吉原省三著
* 商標法概説

藤原 一・永井陽之助編
現代政治学入門

降旗武彦・岡本康雄他編
* 経営学小辞典

花見 忠編

労働基準法50講

小野昌延著
* 商標法入門

篠田吉太郎・山崎時彦編
政治思想史入門

浜島 朗・竹内郁郎他編
社会学小辞典

下井隆史・木野 勝他著

コンメンタール労働基準法

紋谷暢男編
商標法50講

加藤一明・加藤芳太郎他著
行政学入門

大山 正・藤永 保他編
心理学小辞典

花見 忠・保原喜志大編

労災補償・安全衛生50講

紋谷暢男編
意匠法25講

齊藤 孝編
国際関係論入門

—以下逐次刊行—

久保敬治著

労使間の交渉手続

* 紋谷暢男編
* パリ条約・特許協力50講

中村英勝著
イギリス議会議史

西原道雄編

社会保障法

* 著作権法50講

△新版▽

佐藤 進編

社会保障法判例

△新版▽

△これ以外の既刊・続刊については『経済・経営』および『社会・心理・その他』に分割して、各専門分野の図書に掲載してあります。

目次

序論	一
----	---

1 債権の意義および性質	一
--------------	---

2 債権法の範囲および特質	四
---------------	---

第1章 債権の目的

1 序説	八
------	---

2 特定物債権	二
---------	---

3 種類物債権	三
---------	---

4 金銭債権	一八
--------	----

5 利息債権	二〇
--------	----

6 選択債権	二六
--------	----

△細目次▽（括弧内の数字は通し番号を示す）

◆私権における債権の位置（1） 債権の本質（2）

◆債権法の体系（3） 狭義の債権法（4） 債権

法の特質（5）

◆給付の内容（6） 給付の要件（7）

◆特定物債権の意義および性質（8） 善良なる管

理者の注意（9）

◆意義と種類（10） 債務者の給付義務（11） 種

類物債権の特定（12）

◆意義と種類（13） 給付義務（14）

◆利息債権の意義および成立（15） 利息制限法

（16） 超過分の元本充当（17） 超過支払分返

還の認否（18）

◆意義（19） 選択債権者（20） 不能による選択

第2章 債権の効力……………二

1 総 説……………二元

2 現実的履行の強制……………三元

3 債務不履行……………四

A 序 説……………四

B 履行遅滞……………四

I 履行遅滞の要件……………四

II 履行遅滞の効果……………五

債権の特定(21) 選択の遡及効(22)

◆債権の効力概説(23) 自然債務(24) 自然債

務の発生理由(25) 債務と責任との関係(26)

第三者の債権侵害と不法行為の成立(27) 債権

に基づく妨害排除請求権(28)

◆概観(29) 直接強制(30) 代替執行(31)

間接強制(32) 法律行為および不作為債務の強

制(33)

◆債務不履行の概要(34)

◆債務が履行期に履行可能なこと(35) 履行期を

徒過したこと(36) 履行の遅延が債務者の責に

帰すべき事由に基づくこと(37) 履行しないこ

とが違法であること(38)

◆序説(39) 損害賠償の請求(40) 損害賠償の

範囲(41) 賠償範囲の例外(42) 損害賠償の

C	履行不能……………	七三
I	履行不能の要件……………	七三
II	履行不能の効果……………	七五
D	不完全履行……………	七九
I	不完全履行の要件……………	七九
II	不完全履行の効果……………	八一
4	受領遅滞……………	八六
5	責任財産の保全……………	九三
A	序説……………	九三

範囲に関する異説——保護範囲説(43)

◆履行の不能なこと(44) 債務者の責に帰すべき

事由に基づくこと(45) 不能が違法なこと(46)

◆序説(47) 履行不能による損害賠償の性質(48)

損害賠償の方法(49) 賠償すべき損害の範囲

(50) 過失相殺、損害賠償額の予定(51) い

わゆる「請求権」の競合問題(52) 代償請求権

(53) 賠償者の代位(54)

◆不完全な履行があったこと(55) 履行期との関

係(56) その他の要件(57)

◆損害賠償の請求と完全な給付の請求(58) 損害

賠償の方法・範囲など(59) 契約の解除(60)

◆受領遅滞の意義および性質(61) 受領遅滞の要

件(62) 受領遅滞の効果(63)

◆問題の提起(64) 債権内容実現保障の終局的基

4	連 帶 債 務	二六
3	不可分債権関係	二四
2	分割債権関係	二九
1	総 説	二三
第3章	多数当事者の債権関係	二三
C	債権者取消権	一〇四
B	債権者代位権	九五

基礎——責任財産 (65)	責任財産保全の必要性和その対策 (66)
◆債権者代位権の意義 (67)	債権者代位権の要件 (68)
代位行使されうる権利 (69)	債権者代位権の行使方法・範囲 (70)
債権者代位権行使の効果 (71)	債権者代位権の機能類型 (72)
債権者代位権の転用例 (73)	
◆債権者取消権の意義および性格 (74)	債権者取消権の要件 (75)
債権者取消権の行使方法・範囲 (76)	債権者取消権行使の効果 (77)
債権者取消権の消滅 (78)	
◆多数当事者の債権関係とは (79)	態様と機能 (80)
◆分割債権関係の意義・成立 (81)	分割債権関係の効力 (82)
◆不可分債権関係の意義・成立 (83)	不可分債権 (84)
不可分債務 (85)	

第4章 債権譲渡および債務引受……………一三三

A	連帯債務の意義・性質およびその成立……………一三八
B	連帯債務の効力……………一四二
C	不真正連帯債務……………一五六
5	保証債務……………一六三
A	保証債務の意義および性質……………一六三
B	保証債務の成立……………一六五
C	保証債務の効力……………一六八
D	特殊の保証……………一八三

◆連帯債務の意義・機能(86)	連帯債務の性質
(87)	連帯債務の成立(88)
◆連帯債務者に対する債権者の権利(89)	連帯債務者の一人について生じた事由の効力(90)
◆連帯債務者相互間の求償関係(91)	
◆不真正連帯債務の意義および成立(92)	不真正連帯債務の効力(93)
◆保証債務の意義(94)	保証債務の法律的性質
(95)	
◆保証契約(96)	保証人の資格(97)
	主たる債務の存在(98)
◆債権者の保証人に対する権利(99)	主たる債務者または保証人について生じた事由の効力(100)
	保証人の求償権(101)
	保証人の代位権(102)
◆連帯保証(103)	共同保証(104)
	信用保証
(105)	身元保証(106)
	賃借人の保証(107)

1	序 説	一九三
2	指名債権の譲渡	一九五
A	指名債権の譲渡性	一九五
B	指名債権譲渡の對抗要件	一九九
3	証券的債権の譲渡	二二七
4	債務引受	二三三

◆債権譲渡とは	(108)	債権譲渡の法的性質	(109)
◆序説	(110)	債権の性質による譲渡制限	(111)
譲渡禁止の意思表示による譲渡制限	(112)	法律により譲渡を禁止された債権	(113)
◆序説	(114)	債務者に対する對抗要件とは	(115)
債務者への通知	(116)	債務者の承諾	(117)
知・承諾に共通の効力	(118)	通知の効力	(119)
承諾の効力	(120)	債務者に「対抗スルコトヲ得ス」の意義	(121)
債務者以外の第三者に対する對抗要件	(122)	第三者に対する對抗要件の方法	(123)
對抗しえない「第三者」の範囲	(124)	第三者に「対抗スルコトヲ得ス」の意義	(125)
債務者以外の第三者への對抗要件は強行規定	(126)	取立のためにする指名債権の譲渡	(127)
◆序説	(128)	指図債権の譲渡	(129)
記名式所持人払債権の譲渡	(130)	無記名債権の譲渡	(131)
◆序説	(132)	免責的債務引受	(133)
併存的(重			